

日本国憲法と性差別

世界人権宣言七〇周年を迎える中で

石崎博毅

(二財)同和教育振興会専門委員
連研中央講師

毎年十二月十日は「人権デー」です。

「世界人権宣言」(以下「宣言」)が一九四八(昭和二十三)年十二月十日に国連第三回総会で採決された日を記念して、その二年後から定められました。今年は世界人権宣言が採択されて七〇周年を迎えます。

日本では、毎年十二月十日を最終日とする一週間を「人権週間」として、人権尊重思想の普及高揚を図る各関係機関・団体が集中的に啓発活動を行っています。

私たちの宗門でも毎年十二月四日から

御正忌報恩講御満座ごしょうきほうおんこうごまんざの一月十六日まで
本山で人権パネル展等を行っています。

人権とは何でしょう。世界人権宣言は、第一条で「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならぬ」と人権がどのようなものを述べています。憲法学者の木村草太さんは「人権とは、人間であるという理由だけで保

障されなければならない権利」と定義されています。

私たちが住む日本は、過去に独裁や不当な弾圧や無謀な戦争などにより国内外の人々を苦しめてきました。そのような失敗を繰り返さないために「立憲主義」に基づいて国家の仕組みを作り直し「日本国憲法」を制定しました。第十一条には、人権の固有性・不可侵性・普遍性を保障し、基本的人権を永久の権利として保障しています。

その「憲法」には、成立当時の日本の状況から見て画期的な男女平等の規定があります。具体的には、性に関する明文の規定として、法の下もとの平等を謳うたった第十四条、また家族の中の個人の尊厳と両性の本質的平等を定めた第二十四条等があります。

これらによって「大日本帝国憲法」(明治憲法)下では性によって明らかに差別され、何の権利も持つことを許されなかった女性が、男性と同等の権利が保

障され、全ての国民は性差に関係なく基本的な人権が保障されるようになりました。

しかし、第十四条に見る「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により」「差別されない」と憲法でわざわざ謳わなければならないのは、それらによる差別が行われてきた歴史(事実)があり、現在もその差別や差別の可能性から脱しえない現実があるからでしょう。

特に最近では性に関わる差別も多様化してきています。セクシャルマイノリティに対する視点も性差別の一つの現れです。

SOGI(ソジ)という言葉をご存知でしょうか? LGBTは、L(レズビアン(女性同性愛者)、G(ゲイ(男性同性愛者)、B(バイセクシュアル(両性愛者)、T(トランスジェンダー(性別越境、性別違和) ※トランスジェンダーの概念は幅広く、細かく分類されることがあります)の頭文字をとって名付けられたセクシャルマイノリティをいいます。し

かし、LGBTという言葉を使用することで、当事者意識・非当事者意識が生まれ、良くも悪くも、対立関係が生まれている部分があったり、その人が特別あるいは特異な存在という風に印象付けてしまふという懸念があることで、最近ではSOGIという言葉が使われ始めています。SOとはセクシュアルオリエンテーション(性的指向)のことで、好きになる相手の性を指します。GIとはジェンダーアイデンティティで、自分自身を男性と認識するのか女性と認識するのか、あるいはどちらとはつきり決められない、どちらでもないなども含まれます。いわゆる「心の性」と呼ばれるものです。(NHKハートネットより引用) SOGIは、全ての人が持っている、それぞれの性的指向あるいは性別に対するアイデンティティ(自己確立の要素)を意味します。それが侵害され差別が起こるのです。

さて、憲法で国民の権利として保障さ

れているにもかかわらず、現実はどうでしょうか。

今年だけでも、国の官僚や地方自治体の首長によるセクハラや、東京医科大学が女子受験者の点数を不当に一律減点していた事実、最近では国会議員によるLGBT差別発言等、露骨な性差別が引き起こされています。セクハラ問題では、事件やハラスメントの被害者に対し、被害者には非がないのに、非があるかのようになげつらつたりする「セカンドハラメント」という卑劣な二次被害が起こっています。育児や介護の負担を押し付けられることが当たり前とされる社会構造により医師の離職率が高いからといって、医師に成れる女性の人材を初めから切り捨てる、また、生産性がないとか人や社会の役に立たない者は価値がないかのごとき人間蔑視の価値観そのものが人権侵害です。これら全て決して許されることではありません。さらにその差別発言を擁護するかのような偏見まみれの記事まで出回り、セクシャルマイノリテ

▶執筆者プロフィール



石崎博毅

いしざき ひろのぶ

【経歴】

1968年生

龍谷大学文学部仏教学科真宗学専攻卒業

1992年 本願寺津村別院・大阪教区教務所勤務（1999年まで）

現在：大阪教区天野南組大圓寺衆徒、本願寺派布教使、連研中央講師、ビハーラ大阪代表、少年連盟理事・教材委員長、震災支援を続ける会代表幹事、（一財）同和教育振興会専門委員。

【著書】

『講座 同朋運動 西本願寺教団と部落差別問題』第2巻・第3巻（共著 明石書店）

【論文】

「法要の形式と同朋運動」（『同和教育論究』第32号所収）

イに追い打ちをかけるかのような差別が行われました。今回の騒動は、私たちの周りに根強く差別的な考えがあることの証左となりました。一方で、以前はこうした差別的な考えが明るみになっても特に話題になることすらなかったのに、怒りや批判の声をあげる人たちが多く見られたことは、セクシャルマイノリティに關する世の中の変化も感じることでありました。

個人的な事柄で恐縮ですが、私は結婚して五年目に子どもを授かりました。女の子でした。待望の赤ちゃんで嬉しくてたまらなかったことを今でも思い出しま

す。たくさんの祝福をいただきました。

しかし、中には「女の子ですかあ…。じやあ次に期待ですね」等と言われることも少なくなく、悲しい思いをしたことがあります。世襲制という課題と相まって、男の子でなければならなかったのか、この子は祝福されないのだろうかとも思い、悲しくつらい思いをしました。お寺に生まれるということは、それだけで跡を継ぐ、しかも男子でなければならぬという概念が当たり前のように浸透しているからでしょうか。

性別が違えば期待されるいのちとそうでないのちがあるのでしょうか。私たちの周囲には性の違いによって扱いに差

異を生む状況がまだまだ多いです。また、その差異が差別を引き起こしています。女性であることやセクシャルマイノリティであるということだけで、苦痛を受け生きづらさを感じる状況は決して看過できません。

憲法で性別によって差別されないと謳われながらも、現実には女性の権利や立場を向上させることを阻む状況もあります。このような背景には、家父長制度のような「伝統的家族観」や「伝統的結婚観」が影響していることは否めません。「女性は女性らしく」「ふるまう」ことが「当たり前」、また「女性だから」「男性だから」こうあるべきというような価値観も生きづらさを感じさせられます。このような時代遅れともいえる伝統的価値観を持ち合わせていることにも気づけない場合は悲劇を生み続けてしまいます。

毎年、世界中から選ばれた知識人やジャーナリスト、企業経営者や政治指導者

が集まり、世界が直面するさまざまな問題について議論する「世界経済フォーラム」が「健康と生存率」「教育」「経済活動への参加と機会」「政治への参加」の四つの領域で各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数を発表しています。最新のデータ（二〇一七年）における一四四カ国中一一四位（前年より三ポイント下落）が物語るように、日本では男女で「権利と機会と責任」を分かち合えるようなシステムが未だに整っていないことも、性差別やセクハラを生む要因ではないでしょうか。例えば、日本の順位が低いのは、「経済」と「政治」の分野です。「経済」では、男女間の賃金格差が大きい。「経済」でも「政治」でも、方針決定に関わるポジションを占める女性の割合が著しく低いことが理由とされています。

「宣言」や「憲法」、「条約」、「法律」で謳われ保障されていると言っても、セクシャルマイノリティを含む性差別の実

態が多いのが現状です。そこには、さまざまな社会制度が整っていないことと、私たちの思考の中に性差別を肯定したり温存助長させるような価値観や、生産性の有無でいのちに優劣をつけるような意識や体質を克服していけるのが問題になります。否、克服し「無条件の生存の肯定」（雨宮処凛さん）を実現しなければなりません。その点から日本の状況、私たちの周囲には、課題が山積していると云わざるを得ません。まずは、身近な生活の中で人権の尊重や男女平等という視点から見て「おかしい」と思う問題（事実）を知ることが大切です。その上で、その問題に向き合い、自身が社会参画していく中で一つ一つの課題を克服していくと行動することが「憲法」や「宣言」を活かし、性差別の無い社会を実現することができるでしょう。

このように性に関する差別は、一部の人間に関わる問題ではなく、全ての人が自分の問題として捉えて向き合う課題であることが知らされます。セクシャルマイ

ノリティに対する視点や性差別の問題は当事者だけでなく私たち全員の課題です。人として生まれただけで尊く、自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等であるにもかかわらず、差別される現状を私たち自身が打破していかなければなりません。笑いのネタにしたり、従来の差別的思考で決めつけたりすることは絶対にあってはなりません。

ヒューライツ大阪会長の白石理さんは「人は生きるために『拠って立つもの』、『目指すもの』が必要である。理想とはそういうものである。社会にも世界にも同じように必要な理想。いかに現実がひどいものであっても目指すべき理想に向かって歩む。望みを諦めない。世界人権宣言とはそのようなものである。しかしそれだけではない。七十年の間に、『宣言は、条約のように国に法的義務を課するものではない』とされていたものが、『すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準』として確立し、もはや誰もが無視できないまでの力を持つ

ようになっていいる」と述べられていま
す。〔『国際人権ひろば』No.137〕

親鸞聖人は、御消息で「煩惱具足の身
なればとて、ここにまかせて、身にも
すまじきことをもゆるし、口にもいふま
じきことをもゆるし、ここにもおもふ
まじきことをもゆるして、いかにもここ
ろのままにてあるべしと申しあうて候ふ
らんこそ、かへすがへす不便におぼえ候
へ」〔『浄土真宗聖典註釈版』七三九頁〕と
お示しく下さいました。これは、性
(差)による差別や、苦悩・生きづらさ
を生む原因を煩惱のせいにしてはなら
ず、当たり前と思考停止することなく、
あつてはならない差別はしても言つても
思つてもならないことと、差別に向き合
う姿勢と学ばせていただきます。

また、ご門主は『念仏者の生き方』の
中で、「仏法を依りどころとして生きて
いくことで、私たちは他者の喜びを自ら
の喜びとし、他者の苦しみを自らの苦し
みとするなど、少しでも仏さまのお心に

かなう生き方」をめざすことを表明され
ました。私たちのめざすべきいのちの世
界はお浄土は差別・被差別の無い世界で
す。そのお浄土を知らされて、お浄土を
めざして生きて往く私たちです。「御同
朋の社会をめざす運動」を推進、すなわ
ち「差別・被差別からの解放」を願う教
団の一人として、他人事ではなく、社会
の不条理から目をそらすことなく、性差
別の無い「無条件に存在を肯定」できる
社会をめざして歩みましょう。そのため
には、一人一人が社会と関わる中で、差
別を見抜く力を養い、何が性差別かを知
り、目の前で起こった(聞いた)事実を
放置せず、性差別解消に向けた取り組み
が大切です。

「宣言」七〇周年を迎えた今、「宣言」
に謳われる理念が机上の理論ではなく実
現させていくのは、私たちの身近にある
課題を一つ一つ克服していく営みです。
「宣言」をご存知の方もそうでない方も
今一度読み直してみたいかがでしょう
か。(※「世界人権宣言」は、国際人権N

GOアムネスティ・インターナショナルの
HPで確認できます。http://www.amnesty.
or.jp/)

〈参考文献〉

「憲法という希望」木村草太著・講談社
現代新書
「自己責任社会の歩き方——生きるに値
する世界のために——」雨宮処凛著・七
つ森書館
「国際人権ひろば」No.137・ヒューライツ
大阪刊